

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【会社名】	株式会社タナベ経営
【英訳名】	TANABE CONSULTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若松 孝彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 本部長代理 兼 財務部長 隅田直樹
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原3丁目3番41号
【電話番号】	06-7177-4000
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 本部長代理 兼 財務部長 隅田直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社タナベ経営 (東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月25日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

第1号議案 第59期剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金43円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

若松孝彦、長尾吉邦、南川典人、中村敏之、藁田勝、仲宗根政則、松永匡弘、島田憲佳及び奥村格の9名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

市田龍、神原浩及び井村牧の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

三尾良孝を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式を付与することとし、当該譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額100百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合（％））
第1号議案	64,456	788	0	（注）1	可決（98.7）
第2号議案				（注）2	
若松 孝彦	62,403	2,841	0		可決（95.6）
長尾 吉邦	64,176	1,068	0		可決（98.3）
南川 典人	64,177	1,067	0		可決（98.3）
中村 敏之	64,177	1,067	0		可決（98.3）
藁田 勝	64,181	1,063	0		可決（98.3）
仲宗根 政則	64,180	1,064	0		可決（98.3）
松永 匡弘	64,173	1,071	0		可決（98.3）
島田 憲佳	64,174	1,070	0		可決（98.3）
奥村 格	64,147	1,097	0		可決（98.3）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合(%))
第3号議案				(注)2	
市田 龍	63,679	1,565	0		可決 (97.6)
神原 浩	64,218	1,026	0		可決 (98.4)
井村 牧	64,221	1,023	0		可決 (98.4)
第4号議案	64,190	1,053	0	(注)2	可決 (98.3)
第5号議案	62,757	2,487	0	(注)1	可決 (96.1)

(注)各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

なお、市田龍の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、開示用電子情報処理組織(EDINET)上使用できる文字で代用しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上